



登記相談の事前予約制についてのお知らせ

横浜地方法務局では、「相続による所有権の移転登記」「住宅ローン完済による抵当権抹消登記」「会社の設立や役員変更」など不動産及び会社・法人登記に関する相談について、お客様に待ち時間なく御利用いただけるよう、**予約制**により実施しております。



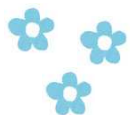
予約申込み連絡先

庁名	予約連絡先/管轄	所在
横浜地方法務局	横浜市 中区・西区・南区の土地・建物 ☎045-641-7465（不動産登記部門） 横浜市・川崎市内の会社・法人 ☎045-641-7956（法人登記部門）	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
神奈川出張所	横浜市 神奈川区・保土ヶ谷区・鶴見区の土地・建物 ☎045-431-5353	〒221-0061 横浜市神奈川区七島町117
金沢出張所 ※	横浜市 金沢区・磯子区の土地・建物 ☎045-782-4993	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-7-1
青葉出張所	横浜市 緑区・青葉区の土地・建物 ☎045-973-2020	〒225-0014 横浜市青葉区荏田西1-9-12
港北出張所	横浜市 港北区・都筑区の土地・建物 ☎045-474-1280	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎
戸塚出張所 ※	横浜市 戸塚区・泉区の土地・建物 ☎045-871-3912	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2833
栄出張所 ※	横浜市 港南区・栄区の土地・建物 ☎045-895-3071	〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-6-2
旭出張所 ※	横浜市 旭区・瀬谷区の土地・建物 ☎045-365-1300	〒241-0835 横浜市旭区柏町113-2
湘南支局 ※	鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の土地・建物 神奈川県内のうち横浜市・川崎市以外の会社・法人 ☎0466-35-4620	〒251-0041 藤沢市辻堂神台2-2-3
川崎支局	川崎市 川崎区・幸区・中原区の土地・建物 ☎044-244-4166	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町12-11 川崎法務総合庁舎
麻生出張所	川崎市 高津区・宮前区・多摩区・麻生区の土地・建物	〒215-0021

	☎044-955-2222	川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎
横須賀支局	横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町の土地・建物 ☎046-825-6511	〒238-8536 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎
西湘二宮支局	平塚市・小田原市・秦野市・南足柄市・大磯町・二宮町・ 中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・ 真鶴町・湯河原町の土地・建物 ☎0463-70-1102	〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-1
厚木支局	厚木市・伊勢原市・愛川町・清川村の土地・建物 ☎046-224-3163	〒243-0003 厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎
大和出張所	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の土地・建物 ☎046-261-2645	〒242-0021 大和市中心1-5-20
相模原支局	相模原市 中央区・南区・緑区の土地・建物 ☎042-753-2110	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎

※の各登記所及び湘南支局の会社・法人については、平成28年10月3日から予約制を開始します。

なお、相談時間については、各登記所にお問合せください。



🌸 予約の方法とお客様へのお願い 🌸

- 1 予約の空き時間は上記の窓口、もしくは電話によりお問い合わせください。また、その際、お名前・連絡先の電話番号及び相談の内容をお知らせください。
- 2 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- 3 相談は、申請人本人又はその親族（会社・法人は代表者等）に限らせていただきます。
なお、相談される際は、次の書類を準備された上でお越しいただくと、スムーズに相談に応じることができますので、御協力願います。
(登記事項証明書（登記簿謄本）、登記済証（権利書）、定款、その他申請に係る書類 等)
- 4 予約時間に間に合うように相談窓口までお越しください。
なお、予約時間から10分以上遅れた場合は、当日中に相談をお受けできない場合があります。
- 5 予約をキャンセルする場合は、必ず事前に御連絡をお願いします。
- 6 不動産登記及び会社・法人登記に関して、お客様自身が判断すべき法律判断を伴う相談は、お受けできません。

- 7 登記相談は、お客様が作成された登記申請書等の内容に不備がないことを事前に確認するものではありません。また、法務局側が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできません。
- 8 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない方が他人の依頼を受けて、業として登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をすることは、法律に違反し、刑罰が科せられる場合があります。
- 9 予約されている方を優先させていただきますので、予約なしで来庁されたお客様につきましては、当日中に相談に伺えない場合や、しばらくお待ちいただく場合があります。
- 10 登記を完了させるまでには、複数回来庁していただく場合があります。お時間がない場合や、手続きが難しいと考える場合には、登記申請を司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

神奈川県司法書士会

TEL 045-641-1372

神奈川県土地家屋調査士会

TEL 045-312-1177

